

報告第9号

令和2年度伊賀市病院事業会計予算事故繰越しについて

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第2項ただし書の規定により翌年度に繰り越して使用できる経費について、別紙のとおり繰越計算書を調製したので、同条第3項の規定により報告する。

令和3年6月7日提出

伊賀市長 岡本 栄

令和2年度伊賀市病院事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年 繰越 額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越 額に係る繰 越を要する たな卸資産 の購入限度 額	説明
						国庫補助金	企業債	損益勘定留保 資金等			
3 病院事業費用	1 医業費用	オンライン資格 確認導入に伴う システム連携構 築業務	円 3,795,000	円 3,795,000	円 3,795,000	円 0	円 0	円 3,795,000	円 0	円 0	令和3年3月中の本 格稼働とされてい たオンライン資格 確認が遅くとも令 和3年10月までに 本格稼働とスケ ジュール変更がな されたため